

重要事項説明書

令和 8 年 4 月 1 日現在



ヒーローズにしのみや保育園

〒663-8113

兵庫県西宮市甲子園口 2 丁目 24-29-1 階

TEL : 0798-68-6622 FAX : 0798-68-6623

HP : <http://www.cl-sonoda.com>

1 事業者

事業者名称	株式会社キッズ1ハート
主たる事務所の所在地	兵庫県尼崎市椎堂1丁目1-8
法人種別	株式会社
代表者職氏名	代表取締役 鈴木 謙太郎
電話番号	06-6415-7681

2. 保育園の概要

種類	小規模保育事業A型			
名称	ヒーローズにしのみや保育園			
所在地	西宮市甲子園口2-24-29 プレサンスロジェ甲子園口1階			
開設年月日	平成29年4月1日			
電話番号・FAX	電 話 0798-68-6622 FAX 0798-68-6623			
管理者(施設長)氏名	園長 河岸 美佐			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	計
	5人	7人	7人	19人

3. 施設の概要

(1) 施設

施 設	構 造	鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建の1階
	延床面積	101.86 m ²

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
0歳児室	1室	18.72 m ²
1歳児室	1室	23.54 m ²
2歳児室	1室	20.66 m ²
幼児用便所	1室	11.21 m ² 大2器 小1器
調理室	1室	11.89 m ²
設備の種類		冷暖房
屋外遊戯場(園庭)		屋外遊戯場 3,008 m ² (代替場所 弁天公園)

4. 連携施設

連携施設の名称	市立 瓦木みのり 保育所
連携協力の概要	保育に関する相談・助言、園庭開放の利用

5. 保育園の方針

【保育の理念】

子ども達が一人の人格として尊重され現在を最も良く生きるために、保育園と保護者、地域全体が共に手を取り合い安全で安心できる環境をつくり、子どもの最善の利益を考え創意工夫を図る。

【基本方針】

- ・一人一人の子どもの家庭環境、発達過程に配慮して、乳幼児にふさわしい生活の場を、豊かに作り上げる保育を行う。
- ・子どもが健康安全に過ごせる環境を作り、子どもの心をしっかりと受け止め様々な活動や、体験を通して、豊かな心、意欲、主体性が育つよう援助する。

【保育の目標】

- ・健康で明るい子ども
- ・友達と仲良く遊べる子ども
- ・心豊かな子ども
- ・よく考え、やり向く子ども

6. 職員体制（2026年4月1日現在）

園長	1人
保育士	9人（常勤4人、非常勤5人）
調理員（栄養士）	2人（常勤1人、非常勤1人）
嘱託医師	2人（小児科・歯科）

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、職員数は入園人数により変動することがあります。

7. 提供する保育サービス

サービス名	内 容
延長保育	保護者の急な残業等、延長保育が必要であると認められる場合。 保育標準時間：午後6時30分から午後7時30分まで。400円/30分 保育短時間：午前7時30分から午前8時30分 及び午後4時30分から午後7時30分まで。300円/30分 午後6時30分から午後7時30分まで。月額7,000円。
あゆみ保育	障害のある児童や特別な支援が必要な児童を、集団生活において他の児童と共に育ち合えるよう保育する。
産休明け保育	産休明け（生後60日目）からの保育を実施

8. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日、祝日 1月1日から3日及び12月29日から12月31日
開園時間	午前7時30分から午後7時30分まで
保育標準時間認定にかかる保育時間※1	午前7時30分から午後6時30分まで（うち保育が必要と認められる時間）
保育短時間認定にかかる保育時間※1	午前8時30分から午後4時30分まで（うち保育が必要と認められる時間）
延長保育時間※2	午後6時30分から午後7時30分まで（うち保育が必要と認められる時間）

※1 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。当園に提出する場合は変更月の前月20日（休所日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月25日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の1日からの変更になります。月途中での変更はできません。

※2 就労等の理由により保育が必要な場合は、午後7時30分までの範囲内で時間外保育を提供いたします。その場合通常の保育料の他に別途利用者負担が必要になります。

9. 利用者負担

（1）保育料

支給認定を受けた市町村が定める保育料となります。（非課税世帯の方は無償になります。）

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退園の場合
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

（2）延長保育に係る利用者負担金

項 目	金 額
延長保育に係る時間外保育料	月額 7,000円
スポット延長に係る時間外保育料（保育標準時間）	400円/30分
スポット延長に係る時間外保育料（保育短時間）	300円/30分

* 月極延長保育の利用は保育標準時間の方のみで、保育短時間の方はできません。

* 延長料金は月末に集計し、雑費と一緒に次月に請求させていただきます。

月額でお支払いの方は、保育料と一緒に前月に請求させていただきます。

月額を解約する時には前月5日までにお知らせください。

* 園は原則として19:30に閉園します。19:30までに必ずお迎えに来て頂くようご協力ください。

19:30を過ぎる場合は15分1,000円、当日お支払いください。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)・(2)に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額	
雑費	寝具レンタル代	月額	200 円
	おむつ代	月額	3110 円
園指定用品	オレンジTシャツ	1 枚	1840 円
	帽子	1 個	1150 円
	連絡帳	1 冊	200 円
保険	スポーツ安全保険	年額	1300 円

※ その他、教材費、行事費などの費用が発生することがあります。

※ トイレトレーニングされる方はおむつ代を解約していただくことが可能です。

10. 保育料・利用者負担金の納金について

アプラスの集金代行を利用する

◇保育料 前月 27 日に自動振替されますので 26 日までに口座へ入金ください。

(送金料別途 125 円負担)

◇雑 費 (延長料金・おむつ代・寝具レンタル代 他)

当月末締めで翌月の 27 日に自動振替されますので 26 日までに口座へ入金ください。

※おむつ代は前月に自動振替となります。

※口座振替手続き未完了時は、前月 26 日までに下記口座へお振り込みください。

■りそな銀行 浜松支店 普通 1514636 株式会社キッズ1ハート

例) 6 月分保育料 (給食・おやつ) おむつ代…………… 自動振替 5 月 27 日

6 月分雑 費 (延長料・寝具レンタル代 etc)…………… 自動振替 7 月 27 日

(4 月 5 月分の保育料はまとめて 4 月 27 日に振り込みいただきます。)

11. 利用の終了に関する事項

入園児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

(1) 入園児童が満 3 歳に到達して最初の 3 月 31 日を迎えたとき

(2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき

(3) その他、当保育園の利用を継続することが困難な事由があるとき

1 2. 園の年間行事

◆は保護者参加行事

毎月	◇英語遊び ◇体操 ◇リトミック	◇お誕生日会 ◇避難訓練 ◇身体測定
春（4・5・6月）	◆入園式 ◇内科検診 ◇歯科検診	◇こどもの日の会 ◆個人懇談 ◆保育参加
夏（7・8月）	◇七夕の会 ◇すいか割り	◇水遊び ◇感触遊び
秋（9・10・11・12月）	◇敬老の日葉書製作 ◇ハロウィン ◇七五三(2歳児) ◇内科検診	◆ふれあい運動会 ◆個人懇談 ◇クリスマス会
冬（1・2・3月）	◇お正月遊び ◇節分の会 ◇ひな祭りの会 ◆卒園式	◆ふれあい発表会 ◇お別れ遠足 ◇修了式

1 3. ヒーローズにしのみや保育園の一日

7:30	登園（9:00 までには登園しましょう） 視診を受ける・検温 自由遊び	
9:15	お片付け・排泄 牛乳を飲む 朝の会（出席確認、手遊び、絵本・紙芝居など）	
10:00	設定保育（製作、お絵かき、サーキット、散策、公園で砂遊び、遊具遊び、水遊びなど） 排泄	
11:00	昼食準備	
12:10	昼食（完全給食）	
12:30	排泄 午睡準備（着替え、絵本・紙芝居など） 午睡 起床・排泄	
15:20	おやつ	
16:00	終わりの会（歌、手遊びなど） 自由遊び 順次降園	※1歳になる頃までは、個人の生活のリズムに合わせ、午前睡、授乳などをし、徐々に上記のリズムに整えていきます。
18:30	延長保育	
19:30	閉園	

14. 給食について

- ・自園調理・・・食育を通して、いのちに感謝すること、健康を考えて食べること、食事にはマナーがあることなど、様々なことを学んでいきます。
 - *献立は毎月の献立表でお知らせします。
 - *衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。
また、定期的に職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。
 - *別途配布する給食マニュアルをご覧ください。
- ・アレルギー対応状況・・・医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。
 - *食物アレルギー対応マニュアル有 代替食を提供

15. 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	関小児科	タケバ歯科クリニック
医師名	院長 関 保二	院長 竹葉 隆一
所在地	西宮市甲子園二番町 2-21	西宮市甲子園口 3 丁目 25-4
電話番号	0798-47-0015	0798-67-0418

16. 緊急時等の対応方法

入園児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承願います。

17. 健康について

(1) 登園時の健康観察について

- ・登園時に、子供の体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子供の健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中に子供のケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

(2) 病気や体調を崩した時について

- ・病気や体調を崩した時は、子供自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- ・病気やけがなどで保育園を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か必ず確認してから登園してください。

(3) 保育園での病気及び事故について

- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時など、集団活動に支障がある場合は、お迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。
- ・入園児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。保護者と連絡が取れない場合には、子供の身体の安全を最優先させ、当保育園が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対処を行いますので、ご理解をお願いします。
※緊急連絡先は必ず、常時連絡をとれる連絡先を園にお伝えください。また、連絡先の変更は速やかにご連絡ください。

(4) 薬について

- ・保育園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。
- ・医師の指示により、必要な場合は、職員に登園時に手渡ししてください。
【与薬依頼票】(別紙)に必要な事項を漏れなく記入し、1回分のみ(袋や容器に記名)持ってきてください。
- ・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・ホクナリンテープ等の貼付薬を貼っている場合は、貼付薬に名前を書き、登園時に保育士にお知らせください。
- ・保育園では必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望などございましたら、保育士までご相談ください。

軟膏【ムヒベビー】

アルコール消毒薬

(5) 感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

- ・感染症にかかった時は【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。欠席連絡時に病名とお休みの目安の日程をお知らせください。集団生活可能な状態に回復し登園する際には【登所可能証明書・登所届】(別紙)を提出してください。提出のない場合は、お子様をお預かりできません。(用紙は保育園にあります。園のホームページからダウンロードもできます。)
- ・適宜、感染症に関するお知らせを玄関の掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。
- ・原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育園では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。
- ・水いぼ、とびひについては、【登所可能証明書・登所届】は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- ・アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いします。

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児にあつては、3日)経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10 日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染させるリスクが高い。	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に、6日目から登所が可能。
風しん	発しん出現の7日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

＜出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023 年一部改訂

(6) 保険の加入について

子供たちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入園時に公益財団法人スポーツ安全保険に加入していただきます。

保険の種類	公益財団法人スポーツ安全保険
保険の内容	傷害保険 賠償責任保険
保険金額	傷害保険 入院 5,000 円/日 通院 2,000 円/日
補償期間	4 月 1 日～翌年 3 月 31 日
保護者負担額	1 人につき年間 1300 円

18. 警報発令時の保育について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開園することとしますが、子供を連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておい

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

- 午前7時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は「臨時休園」とします。
また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「臨時休園」とします。
- 午前7時現在、西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。
- 午前7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

【補足】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。



西宮市防災ポータル HP

- ・避難所へ避難している場合は、アプリ「はいチーズ！ノート」からの一斉配信や玄関掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。また、緊急時の連絡ツールとしても使用します。

避難場所 上甲子園小学校

※大雨や津波などで急な避難の場合は当保育園があるマンション、プレサンスロジェ甲子園口3階以上階に避難します。

- 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は臨時休園とします。

19. 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月1回以上の避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

・「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所と経路としています。

第一避難場所：上甲子園小学校（ 甲子園口 5 丁目 9-4 ） →

第二避難場所：上甲子園センター（ 甲子園口 3 丁目 9-3 ） →



※避難場所、経路は上記を基本としますが、状況に応じて適宜判断致します。

○消防計画作成	防火管理者	河岸 美佐
	防災設備	自動火災警報設備
		消火器 誘導灯

○安全計画について

保育園では「安全計画」（別紙）により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育園での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

20. 個人情報保護

保育園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。利用者等の個人情報に関しては安全管理のために必要かつ適切な対策や措置を講じるとともに、関係法令に基づき適切に取り扱います。

21. 関係機関との連携

子供の成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

2 2. 写真・動画等の取扱いについて

保育園では個人情報保護の観点から、写真や動画等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。(保護者の方の許可を得て SNS に投稿させていただいております。)保護者様におかれましても行事における写真や動画撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

保育参加については、お子様の保育園での様子を知っていただくと共に、保護者の方々にお子様と一緒に遊んでいただきたいという願いから、写真・動画等についてはご遠慮いただいておりますが、運動会、発表会、卒園式など保護者参加の行事で保育園が認めた場合は、行事の雰囲気や進行に支障のない範囲で撮影していただいております。

保護者の皆様におかれましては、保育園で撮影した写真や動画等はご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いいたします。個人情報保護法により、撮影された写真や動画に写っている他のご家庭のお子様の個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。

また、保護者の方が撮影された写真や動画、もしくは保育園で購入された写真等の紛失については、保育園は責任を負うことはできません。ご理解とご協力をお願いします。

2 3. 児童虐待防止のための措置

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛(叩く、蹴る、物を投げつける等)は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】 (児童虐待の防止等に関する法律で規定)

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家(部屋)に閉じ込める、食事を与えない(頻繁な欠食)、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車(自転車)に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る(ケガが絶えない) 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるDV(暴言暴力) 等

- ・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子供に心配なケガやあざがあった場合には、保育園として法律に基づいて市に通告する必要があります(虐待かどうかを判断するのは、保育園ではありません)。市に通告することにより、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育園は、子供を大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。
- ・当保育園は、子供の人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

29. ご意見・ご要望・苦情解決制度について

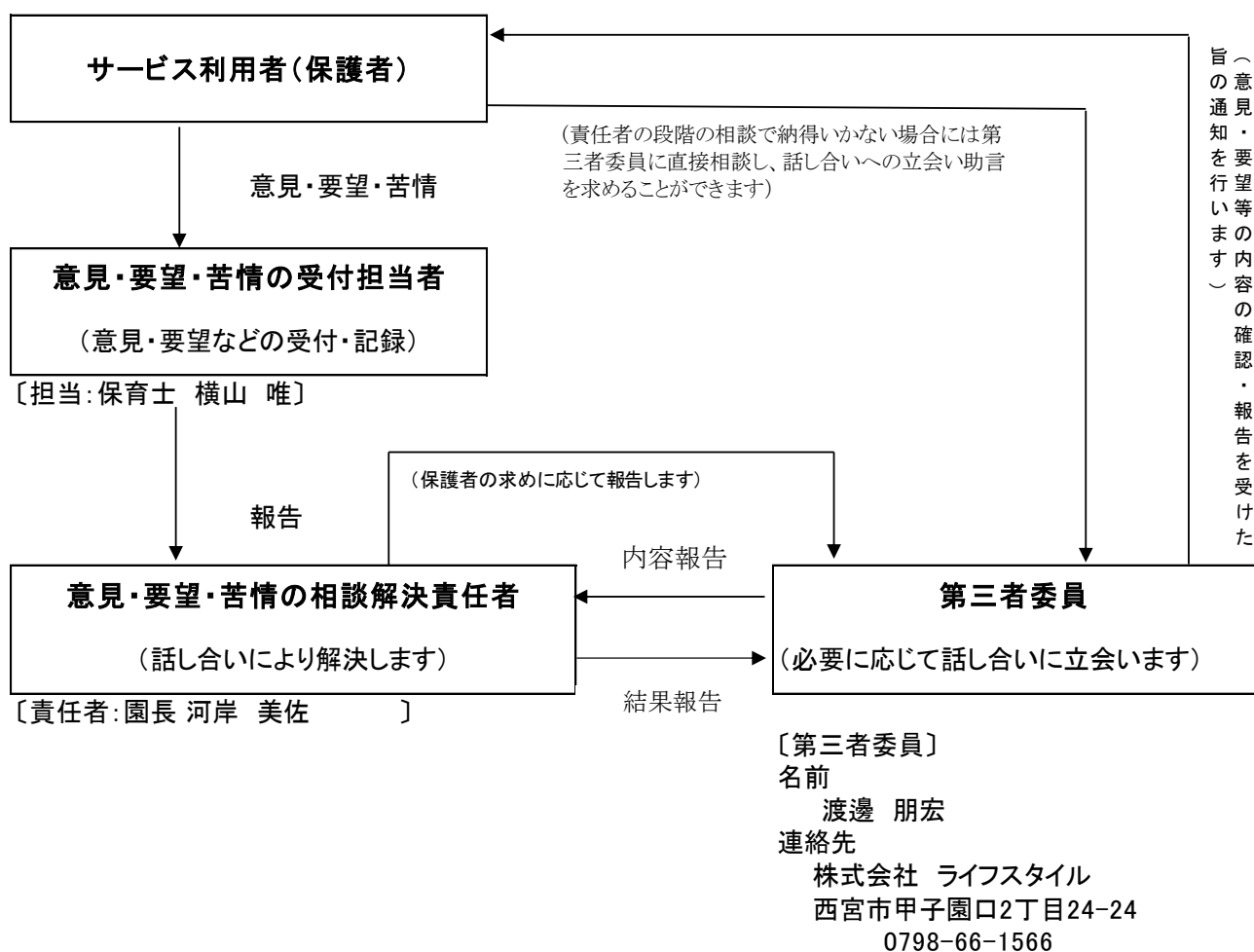
当保育園では、「ご意見・ご要望・苦情解決の申し出窓口」の設置をしています。子育てについて、保護者の皆様と園職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。

お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。私たちは、子育てのパートナーとして保護者の皆様のご意見・ご要望を真摯に受け止め対応してまいります。
当保育園では、職員の誰でもがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。

また、この担当者と責任者の段階でも納得のいかない方は、当保育園と第三者の関係にあります「第三者委員」を設置しておりますのでご相談ください。

以下の表に第三者委員の名前、住所、電話番号を載せています。取り扱いには十分気を付けていただきますようお願いいたします。

ご意見・ご要望・苦情解決のための仕組みについて



※結果については口頭もしくは文書で責任者よりご報告申しあげます。

※保育園以外に、市町村の相談・苦情受付窓口があります。

・西宮こども家庭センター 0798-56-8271

30. おねがい

- ・保育時間は各家庭により、異なりますので時間を確認し、厳守をお願いします。仕事でお迎えの時間に遅れる場合などの変更、又お迎えの方の変更の時は、必ず保護者の方が園に連絡してください。お迎えの方を変更されるご連絡がない場合はトラブルの原因となりますので、お子様のお引き渡しは致しませんのでご注意ください。
- ・18:30以降の延長保育になる場合は、なるべく17:30までにご連絡をお願いします。
- ・ご両親様以外の方が迎えに来られる場合は、フルネームで名前を知らせていただき、迎えに来られた際に保育士にご本人様の名前とお迎えをするお子様の名前をお伝えください。急な変更以外は写真の提出をお願いいたします。
- ・欠席連絡は、電話もしくはアプリで9:00までに連絡ください。病気用事欠席のどちらかをお知らせください。（9:30までに連絡のない場合は、こちらから連絡させていただくことがあります。）
- ・病院受診等遅刻の場合もお電話お願い致します。9:50頃～10:50頃までは、散歩などで保育士が園に不在な場合がありますので、その時は11時の登園、もしくは散歩先へ連れて行っていただくことがあります。また、11時以降の登園はできませんので、ご了承ください。
- ・仕事が休みの日はご家庭でお子様との時間を大切にしてください。通院や育児疲れなどでご利用の時にはご相談ください。その時には、保育時間は平日8:30～16:30となります。
- ・仕事の為土曜保育が必要な方は給食の発注がありますので、10日前までに園にお知らせください。
- ・すべての持ち物に記名をお願いいたします。名前が書いていない物に関しては、紛失の責任を負いかねます。クラス帽子や体操服については、名前を明記の上、お子様が自分のものだと思われるように、ワッペンや刺繍をつけていただいても結構です。
- ・当園の敷地内は全て禁煙です。
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

31. 第三者評価の受審、結果

当園は令和6年度に第三者評価を受けました。

評価結果はWAMネットにて公開される予定となっております。